

Ⅲ 重点評価対象公社等への意見・提言

No. 1 公益社団法人あおもり農林業支援センター

1 選定理由

当法人は、農地の有効利用、農林業の担い手の育成・確保、畜産基盤整備等の農業構造の改善、農林業や農山村の振興に資する事業等を実施することにより、県の基幹産業である農林業の持続的な発展に寄与することを目的としており、農地の売り買いを通じて農地の集積・集約化を図る農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）のほか、平成26年度からは、新たに県から農地中間管理機構の指定を受け、農地の貸し借りを通じて農地の集積・集約化を図る農地中間管理事業を実施するなど、県の農業の生産性向上に係る取組において、非常に重要な役割を担っている。

当法人は、農地売買等事業における長期保有農地の発生等により、設立以降、4期連続で当期一般正味財産増減額における赤字が続いており、中期経営計画における農地の集積・集約化に係る目標達成率も約4割と低調である。このような現状を踏まえ、赤字の要因等及び今後の農地の集積・集約化に係る目標達成率の向上に係る方策を確認する必要があることから、選定したものである。

2 法人を取り巻く現状等

法人の経営状況等について書類審査及びヒアリングを実施したところ、主な課題等への法人及び県所管課の対応状況等については、下記のとおり説明等があった。（ヒアリング実施日：平成28年11月14日）

（1）一般正味財産増減額の赤字の要因と改善見通しについて

農地売買等事業には、当法人が農地を買入れ、直ぐに買受予定者に売り渡す即売事業のほか、売却前に一定の貸付期間を設け、買受予定者から年度毎に貸借料の支払を受け、貸付最終年度に支払済みの貸借料を差し引いた額で売却する一時貸付事業がある。

当該一時貸付事業を利用した農業者が貸付最終年度の支払いができないため当法人の所有のままとなっている農地を長期保有農地といい、米価の下落等により買受予定者の経営力が低下し、貸付最終年度に金融機関等から融資を受けられなかったため支払いができなかったというのが、近年の主な発生理由である。

当該長期保有農地については、財務上、時価評価をしているが、近年の農地価格の下落を受け、買入価格と評価額との間に差額が生じており、評価損として計上されている。これが、一般正味財産増減額における赤字の要因となっている。農地の長期保有の解消に向けた取組として、返済条件を緩和した分割返済計画（連帯保証人付）により返済履行を求めているほか、第三者への売却も実施している。

なお、当法人は、農地の長期保有の解消と併せて、貸借料の滞納の解消についても取り組んでおり、新規発生を抑えながら回収に努めた結果、平成27年度末における滞納貸借料の未回収額は約4千5百万円となり、昨年度末の約5千百万円から約6百万円減少した。引き続き分割での納付等のほか、法的措置を含め、状況に応じたきめ細やかな対応に努めていく。

（2）中期経営計画の農地の集積・集約化に係る目標値と実績値との乖離要因等について

農地の集積・集約化については、これまで周知等様々な取組をしてきたが、平成27年度

は、貸付面積の目標値4,600haに対し、実績値1,813haであり、目標達成率は39.4%にとどまっている。

目標値と実績値との乖離の要因としては、農地の出し手と受け手の理解が未だ不十分であること、農業者の現状維持志向が強いこと及び制度が活用しにくいことなどが挙げられることから、チラシや広報誌等による周知及び地域の会合等で働きかけるなど出し手と受け手の掘り起しに係る取組を進めるなど事業の活用促進を図っているところである。

3 当委員会からの意見・提言等

(1) 農地の長期保有等の発生防止のための対策

当法人は、設立以降、4期連続して赤字となっており、赤字を解消するためには、農地売買等事業における農地の長期保有等を解消する必要があることから、当該解消に向けた取組を進める必要がある。

長期保有農地については、今後も農地価格が下落していくことが予想されることから、発生のリスクを抑えるため、一時貸付事業の縮小を含め、厳しいリスク管理が必要である。また、年度毎の貸借料の支払金額の設定を見直して貸付最終年度に支払う金額を少なくするなどといった工夫や、保証金はその目的を果たすために適正な額に設定されているのか検証するなどといった発生防止に係る対策を強化する必要がある。

滞納貸借料については、回収方法をより細かく規定するなどにより債権の回収に一層努める必要がある。

(2) 中期経営計画における農地の集積・集約化に係る目標値達成のための取組

農地の集積・集約化に係る目標は、農地利用の効率化・高度化の実現及び生産コストの削減に資することを目的として策定されたものであり、当該目標達成に向け、市町村の農業委員会の委員や職員を対象にした研修事業の強化のほか、他都道府県における先進事例を参考とした取組を進める必要がある。また、農地集積の有効性・必要性について社会的合意を得られれば取組を進めるうえで有効であると考えられることから、当事者だけでなく広く県民に向けて広報を実施するなど気運を高める取組を実施する必要がある。